

監 査 報 告 書

学校法人 松商学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

私たち学校法人松商学園の監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、学校法人松商学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の、1、理事の業務執行の状況、2、財産の状況に関して監査を実施した。

各監事による監査の結果を受け協議の上、以下のとおり報告する。

1 監査の方法

監事は、学校法人松商学園の運営に関する主要会議に出席するほか、理事長、学長、校長、常務理事等から学園の教育内容ならびに現況について詳細な業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計帳簿・決算関係書類などにつき調査を行った。

2 監査の結果

- (1) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、また財産の状況は適正なものと認める。
- (2) 会計帳簿は整然とした処理がなされ、記録すべき事項は正しく記録され、また原始記録・証憑書類も適切に保存されており会計処理に当たっての事務手続き、処理方法も学校法人会計基準に準拠しており、指摘すべき事項は認められない。
- (3) 固定資産・流動資産の管理運用も適切であり、年度末の残高照合の結果も適正なものと認める。

平成30年5月10日

学校法人 松 商 学 園

監 事 米 澤 啓 二 ⑩

監 事 征 矢 茂 之 ⑩

監 事 金 子 英 雄 ⑩